

組織運営規程

平成 24 年 3 月 18 日 制定

平成 28 年 4 月 20 日 改定

令和 06 年 6 月 23 日 改定

第一章	総 則	(第 1 条)
第二章	会員及び会員証	(第 2 条～第 5 条)
第三章	役 員	(第 6 条～第 11 条)
第四章	総 会 運 営	(第 12 条)
第五章	執行機関と運営	(第 13 条～第 24 条)
第六章	地区及び施設	(第 25 条～第 30 条)
第七章	附 則	(第 31 条～第 32 条)

第一章 総 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人山梨県臨床検査技師会（以下「当会」という）の組織及び運営は、定款・細則によるほかこの規程に定めるところによる。

第二章 会員及び会員証

(正会員)

第 2 条 当会の正会員は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の正会員に帰属する。

- 2 正会員は、原則として勤務先の所在する地区に所属し、勤務先を有しない正会員は、所在の地区に所属するものとする。年会費は、5,000 円とする。新規入会者は、入会金として 500 円を納める。

(OB 会員)

第 3 条 OB 会員は、施設を定年退職（相当）した正会員及び、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会に所属しないで当技師会のみ属する臨床検査技師、衛生検査技師とする。

- 2 OB 会員は、正会員に準じ、総会における議決権を一人 1 個有するものとする。
- 3 当技師会のみ属する OB 会員の会費は、正会員の当技師会費と同一とする。

(賛助会員)

第 4 条 賛助会員は、前条に拘束されない。

- 2 賛助会員は、正会員に準ずる。
- 3 賛助会員の年会費は、20,000 円とする。

(会員証)

第 5 条 正会員の会員証は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の会員証をもってこれにあてる。

第三章 役員

(役員)

第6条 当会の運営を円滑に遂行するために定款第22条による理事のうち事務局長1名ほか部局長、副部局長若干名をおく。

- 2 事務局長および部長は、理事の中から会長が任免する。
- 3 執行理事は、会長、副会長、事務局長他、部局長が任にあたる。
- 4 会長、副会長、事務局長をもって三役と呼ぶ。

(事務局長)

第7条 事務局長は、本規程第12条に定める各部を統括するほか、会の運営について常時会長を補佐する。

(部長)

第8条 部長は、本規程第12条に定める各部のうち担当する部を主幹する。

(理事)

第9条 会長、副会長、事務局長、部局長、副部局長以外の理事は、本規程に定める部のいずれかに所属し常務を分掌する。

第10条 会長は、常務運営上特に必要と認める時は、各部に専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、部長の指示により常務を分担して部長を補佐する。

(地区理事)

第11条 担当の理事は、この会の組織運営を円滑に推進させるため地区会を開催し地区組織との連絡を密にするようつとめる。

- 2 地区担当の理事は、事業方針で定められた地区活動を分掌する。

第四章 総会運営

(総会運営)

第12条 定款 第三章総会 に基づき総会を運営する。

- 2 議長は、会議を円滑に運営するために議事運営委員を置く。

資格審査委員・議事運営委員は、総会に出席する会員の中から各地区で選出する。委員長は委員の互選によって選出する。ただし、理事及び理事候補者はこれにあたることはできない。

- 3 書記は2名とし、議長がこれを任命する。

第五章 執行機関と運営

(執行機関)

第13条 この会に、次の各部を置く。

- 1 庶務
- 2 会計
- 3 組織
- 4 渉外
- 5 学術
- 6 広報
- 7 情報管理

(部局長会議)

第14条 この会の常務を執行する機関として定款第33条に定める会議の他に部局長会議を置く。

- 2 部局長会議は、定款第 22 条第 3 項業務執行理事及び、副部局長をもって構成する。
- 3 会議は、毎月定期に開催する。ただし、会長が必要と認めた時は随時召集することができる。

(庶 務)

第 15 条 庶務については、次の各号の業務を行う。

- (1) 会員名簿に関すること。
- (2) 会務の報告に関すること。
- (3) 文書の受理・発行に関すること。
- (4) 会議ならびに議事録に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、他の主管に属さないこと。

(会 計)

第 16 条 会計においては、次の各号の業務を行う。

- (1) 会計簿の作成および保持に関すること。
- (2) 現金の保管および出納に関すること。
- (3) 財政の確立に関すること。
- (4) 年度収支予算に関すること。
- (5) 収支決算書の作成に関すること。
- (6) 毎月の経理状況の報告に関すること。
- (7) 物品に関すること。
- (8) 会務執行に必要な借入金に関すること。
- (9) 暫定予算に関すること。
- (10) その他会計に関すること。

(組 織)

第 17 条 組織部においては、次の各号の業務を行う。

- (1) 定款、諸規程等に関すること。
- (2) 組織の拡大強化に関すること。
- (3) 地区の活動に関すること。
- (4) 検査技師の卒後対策に関すること。
- (5) 組織調査に関すること。
- (6) 災害時の対策に関すること。
- (7) その他の事業の企画、実施に関すること。

(渉 外)

第 18 条 渉外部においては、次の各号の業務を行う。

- (1) 対外的業務に関すること。
- (2) 待遇改善に関すること。
- (3) 検査技師法および関係法規に関すること。
- (4) 検査技師職確立に関すること。
- (5) 公益事業に関すること。

(6) その他渉外および法則に関すること。

(学 術)

第19条 学術部においては、次の各号の業務を行う。

- (1) 部門別研究班に関すること。
- (2) 学術研究調査に関すること。
- (3) 講習会、研修会に関すること。
- (4) 学術団体との交流に関すること。
- (5) 学会に関すること。
- (6) その他学術的活動に関すること。

(広 報)

第20条 広報部においては、次の各号の業務を行う。

- (1) 会誌・会報の発行に関すること。
- (2) 会員の啓蒙、宣伝に関すること。
- (3) 編集委員の選出に関すること。
- (4) その他の広報活動に関すること。

(情報管理)

第21条 情報管理部においては、次の各号の業務を行う。

- (1) ホームページの管理および運用に関すること。
- (2) 個人情報の安全かつ合理的な管理に関すること。
- (3) その他の情報管理に関すること。

(委員会)

第22条 この会の組織運営の為、別表1の委員会を常設する。

- 2 前項の委員会のほか、会長が必要と認めた場合、理事会の議決により委員会を設けることができる。
- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

(専門研究班)

第23条 この会の事業目的を達成する為に、別表2に基づき学術部が統括する専門研究班をおくことができる。(以下研究班とする)

- 2 研究班に関する規程は、別に定める。

(若 梨 部)

第24条 若手検査技師の活発な技師会活動への参加を促す目的とし、組織部が統括する若者の活動委員会をおくことができる。

- 2 代表1名および副代表を若干名おく。任期は2年(4月1日から翌々年3月31日)とし、再選は妨げない。
- 3 35歳以下の若手技師を中心に活動する。

第六章 地区及び施設

(地 区)

第25条 県内を別表3のとおり区分し、この会の地区組織単位とし、地区理事が分掌する。

(地 区 会)

第26条 地区には地区会をおき、会からの連絡・協議事項及び地区の運営に関し随時開催する。

2 地区会は、地区担当理事が招集する。

(幹 事)

第27条 地区には、地区担当理事が選任した幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、地区の活動及び運営について地区担当理事を補佐する。

(施 設)

第28条 会員の勤務先を施設という。施設には、施設連絡責任者を置き、選任は、施設内の互選とする。

(施設連絡責任者)

第29条 施設連絡責任者は、その施設の代表者となり会員の意思の疎通をはかり、会からの通知、連絡の徹底等会の活動を助けるものとする。

(地区助成金)

第30条 地区会は、地区理事が地区の活動・親睦等に係る運営上必要な経費を地区助成金として申請し、理事会の承認を経て年間20,000円を超えない範囲で使用できる。

第七章 附 則

(規程の変更)

第31条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければ変更することができない。

(規程の施行)

第32条 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

別表 1

委員会名	業 務 内 容
組織検討委員会	組織調査に関すること。
会報編集委員会	会報編集に関すること。
選挙管理委員会	役員の選挙に関すること。
役員推薦委員会	役員の推薦に関すること。
精度管理委員会	臨床検査精度管理に関すること。
生涯教育研修委員会	生涯教育に関すること。
災害対策委員会	災害時の対策に関すること。
公益事業委員会	公益事業に関すること。

別表 2

専門研究班	学術活動内容
臨床化学研究班	臨床化学検査に関すること。
血液検査研究班	血液検査に関すること。
免疫血清検査研究班	血清検査に関すること。
一般検査研究班	一般検査に関すること。
微生物検査研究班	微生物検査に関すること。
生理検査研究班	生理検査に関すること。
病理・細胞診検査研究班	病理・細胞診検査に関すること。
輸血検査研究班	輸血検査に関すること。
超音波検査研究班	超音波検査に関すること。
情報システム研究班	情報システムに関すること。
公衆衛生研究班	公衆衛生に関すること。
遺伝子研究班	遺伝子検査に関すること。

別表 3

甲府北部地区	JR 中央本線以北の甲府市内施設
甲府中部地区	JR 中央本線以南・国道 20 号線以北の甲府市内施設
甲府南部地区	国道 20 号線以南の甲府市内施設および昭和町・中央市の施設
峡北地区	北杜市・韮崎市・甲斐市の施設
峡南地区	南アルプス市・富士川町・市川三郷町・身延町・南部町・早川町の施設
峡東地区	山梨市・笛吹市・甲州市の施設
郡内地区	富士河口湖町・鳴沢村・富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・大月市・都留市・道志村・上野原市・丹波山村・小菅町の施設